

## 暴力団等排除に関する特約条項

### (暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が特定建設共同企業体及び事業協同組合等の場合にあつては、その構成員のいずれかの者が該当する場合。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(1) 法人の役員（乙が法人の場合にあつてはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、乙が個人の場合にあつては、その者をいう。）又は使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号のいずれかの規定に該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 契約保証金の納付がない場合又はその金額が契約金額の10分の1に満たない場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額の10分の1相当額（契約金額の10分の1に満たない場合は、その不足額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

5 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

### (下請負禁止等)

第2条 乙は、東京二十三区清掃一部事務組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年9月8日付け23清総契第245号管理者決定）に基づく排除措置を受けた者又は東

京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で組合の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は再委託をしてはならない。

- 2 この契約の下請負人又は再委託した者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人又は再委託した者との契約の解除を求めることができる。
- 3 乙が下請負人とし又は再委託していた者が排除要請者であった場合は、甲は乙に対して、当該下請負人又は再委託した者との契約の解除を求めることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又はこれらに限らず組合が締結する契約に関し契約の相手方に対し、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を行う団体若しくは個人（以下これらを「暴力団等」という。）から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下これらを「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
  - 3 乙は、下請負人又は再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人又は再委託した者に指導しなければならない。
  - 4 甲は、乙が暴力団等から不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年6月26日付け13清総契第98号副管理者決定）別表の「6 その他不正な行為」に該当するものとして、指名停止措置を講ずることができる。